

関係者各位

さくら市長 花塚 隆志
(公印省略)

さくら市発注工事の前金払の使途拡大の継続及び一部取扱の変更について

地方自治法施行規則の改正等を踏まえ、さくら市発注工事に係る前金払の使途について、令和 6 年 4 月 1 日付け財第 11 号により取扱っているところですが、今般、国土交通省及び栃木県が当該使途拡大の特例措置を継続することを踏まえ、さくら市としても当該措置を継続することとし、次のとおり取扱うこととしました。

記

1 変更内容

変更項目	現行	見直し後
適用時期	平成 28 年 4 月 1 日から <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> までに払出しが行われるものに適用する。 なお、平成 28 年 4 月 1 日以降、既契約済のものについては、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間の協議の上、当該措置を適用できるものとする。	平成 28 年 4 月 1 日から <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、 <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> までに払出しが行われるものに適用する。 なお、平成 28 年 4 月 1 日以降、既契約済のものについては、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間の協議の上、当該措置を適用できるものとする。

2 変更後の取扱い

(1) 本通知の日までに請負契約を締結しているもの

別添工事打合せ簿により、発注者との協議の上、別添変更契約書により、契約を締結する。

ただし、受注者が既に前払金の全てを使用している等の理由により当該請負契約を変更する必要がない場合には、当該請負契約を変更しなくても差し支えない。

(2) 本通知の日以降、請負契約を締結するもの

第 38 条の特約条項（別紙 2）を契約書に添付し、契約を締結する。

3 適用時期等

平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 8 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以降、既契約済のものについては、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間の協議の上、当該措置を適用できるものとする。

財政課 財産管理係

TEL : 028-681-1122